

農政情報

- | | |
|------------------|--|
| 主
な
記
事 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域計画作成への協力など活動強化へ 2. 農地取得の窓口対応マニュアル作成へ 3. 農業経営者組織が県へ令和6年度施策要望 4. 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化 |
|------------------|--|

地域計画作成への協力など農業委員会活動の強化へ 市町農業委員会会長・事務局長会議で下半期対策を協議



地域計画作成への協力など今後の農業委員会活動の強化に資するため、県農業会議は9月13日、高松市内のホテルで「市町農業委員会会長・事務局長会議」を開き、来賓の県農政水産部の尾崎部長外、会長、事務局長等45名が出席した。

冒頭挨拶で三笠会長は「農地利用最適化について、これまで以上に本腰を入れて強化していく必要がある」と述べた。

会議では、事務局から「県農業会議業務の

令和5年度下半期における具体的な取り組み等」について、(一社)全国農業会議所の山村事務局長(当時)から「農政の動きと農業委員会を巡る情勢」について、県農政水産部農業経営課の岡崎課長から、「地域計画の策定を通じた農地利用の推進対策」について、それぞれ説明した。

農業委員会業務における下半期の具体的な取り組みについて整理した内容が以下のとおりとなっている。

<<<< 農業委員会業務における下半期の具体的な取り組み >>>>

1. 地域計画作成への協力

地域計画については令和7年3月末までの策定に向け、各市町においてモデル地区が設定され、それらの地域を中心に取り組みが進んでおり、地域での話し合い活動を始めている。

農業委員会の役割は、地域計画に係る「目標地図の素案」を市町へ提出することが必須となっている。この目標地図の素案を作成するため、農業委員会サポートシステムの積極的な活用を図るとともに、操作方法に対するきめ細かな情報提供等を行っていく。

また、今後、地域内での話し合い活動が進められていくが、こうした集落座談会等へ農業委員・農地利用最適化推進委員の積極的な参加が求められる。

なお、素案作成のための追加の意向調査がまだ十分でない農業委員会においては、その調査における回答の回収率向上を目指していく。

＞ 「地域計画は見直しが可能であり、耕作者が確定していない、確定できない農地は「今後検討」が良いと農林水産省経営局長通知にも明示されており、地域計画の「完成版」はない。

当該時点での地域計画であり、日常の最適化活動を踏まえて今後について検討することが重要で、話し合いの継続が重要。（山村事務局長）

2. 農地パトロール(利用状況調査)・利用意向調査

農地パトロール(利用状況調査)実施後、遊休農地及び耕作者が不在又は不在となる恐れがある農地について「利用意向調査」を毎年繰り返し行うこととされており、毎年「利用意向調査書」を発出することが重要。

また、同調査において、県農地機構へ貸付を希望し、借受が不可とされても毎年、同調査を行うことについては疑義があるので、その見直しを全国農業会議所を通じて国へ要請していく。

＞ 農地制度に関しては現在、食料・農業・農村基本法の見直しと併せ、農地制度の見直し検討も進められており、「国が責任を持って食料生産基盤である農地を確保するとともに、その適正かつ効率的な利用を図る必要がある」とされており、①地方公共団体による農用地区域(ゾーニング)の変更に係る国の関与の強化、②地域計画内の農地に係る転用規制強化、③農地の権利取得時の耕作者の属性、④営農型太陽光発電事業に係る不適切事案への厳格な対応、⑤地域計画内における遊休農地の解消の迅速化の5点についての具体策を検討している。（山村事務局長）

3. ガイドラインの適正実施(活動記録の徹底)

「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日(令和5年5月29日改正)、農林水産省経営局長通知)において、農業委員会は毎年度、最適化活動に係る目標を設定し、農業委員・農地利用最適化推進委員は、最適化活動の内容を記録簿に記録することになっている。日常と一体となった最適化活動を記録し、活動日数をしっかり確保し、対外的に農業委員・推進委員がどんな活動をしているのか農業委員会活動の見える化を進めるとともに、日々の活動や活動で得た情報の共有に取り組む。

4. タブレットの活用

タブレットには、遊休農地調査、活動記録簿、農家意向調査関係のアプリが整備されており、十分に活用促進が図られるよう取り組んでいく。

活用事例としては、①現地調査においてマップにより位置情報を確認、②農地の現況などを写真で記録、③総会等の資料をタブレットでデータ共有、④Zoomなどの会議システムで総会等に参加、⑤活動記録をタブレットで記入などが上げられる。

5. 簿記・青色申告等経営の合理化支援

市町農業委員会・県農業会議が関係機関・団体と連携して開催している、簿記・青色申告・経営分析等を内容とした「経営管理講習会」について、新規就農者の定着に向けた経営確立支援に資する講習である旨、強く打ち出していくこととし、来年度からの新たな講習会（決算書の見方・活かし方等講習内容の見直し、税理士による講習・相談等の充実）へ新規就農者の参加を強く呼びかけていく。

また、下半期の経営管理講習会において、様々な課題の発生が想定される消費税インボイス制度への対応に留意して開催するとともに、集落営農法人（農事組合法人）を対象とした、消費税対応等の相談会を開催するほか、「香川県新規就農・農業経営相談センター」と連携して税理士による税務等相談会を開催する。

なお、市町認定農業者等組織等で消費税対策や青色申告推進等の研修等を開催する場合は、税理士等講師紹介する。

農地取得の国籍確認始まる

9月1日から農地法施行規則の一部改正により、農地取得の際に国籍確認が始まった。

これは、これまでも食料安全保障の観点などから様々な議論がされているが、本年4月に成立した改正構造改革特別区域法の法人農地取得事業については、衆・参両院の附帯決議を踏まえ、法人の役員等の国籍を把握することとなり、さらに、国において6月2日にまとめられた「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」においても「農地の権利取得時

の耕作者の属性の確認等の仕組みを検討する」とされたところであり、これらを踏まえ、農地法においても外国人等による農地取得の実態を把握することになったもの。

農地法第3条第1項の許可申請書に、権利取得希望者の国籍等を記載することとなり、その際、農業委員会では、権利取得希望者に対し、住民票の写し、在留カード、在留資格認定証明書などの提示を求めること等で国籍を確認することとなっている。

====全国農業図書 新刊紹介====

「2023年度版 農家相談の手引」

A4判 128頁 850円(税込)

農業委員・推進委員をはじめとする地域農業のリーダー等が農業者から相談を受ける際に制度や施策の要点について説明するために活用できる資料集。

====全国農業図書 新刊紹介====

「地域計画 話し合いの手引」

A5判 24頁 220円(税込)

農業委員・推進委員向けに、地域計画の話し合い手法やコツを解説。持ち運びしやすいA5判のパンフレットにまとめたもの。話し合いの2つの手法を事例を交えて紹介。

下限面積要件撤廃に伴う農地法第3条第2項の判断についてのQ&A等 全国農業会議所による「農地取得の窓口対応マニュアル」作成へ

(一社)全国農業会議所では、「農地取得の窓口対応マニュアル」の作成を進めている。

下限面積要件撤廃に伴う耕作が疑われる者へ対応していくため、農地法第3条手続きの各段階での対応を整理、窓口で働きかける内容や追加で提出を求める資料の例などを示すほか、農業委員会の対応事例を紹介することとしている。

また、市町村と協力して「農振農用地」に指定することや地域計画へ位置付けること、また、賃借権や解除条件付賃借権への誘導などにより、優良農地を確保するための取り組みを求めることとしている。

なお参考では、農地法第3条第2項の判断に係る、全国農業会議所から農林水産省への照会の回答を掲載している。本誌7月号(No.386)でも一部掲載したが、その後新たに追加されたものがあるので、その一部を以下のとおり紹介する。

Q1 家庭菜園(自家消費)を行うために農地法第3条による農地取得の申請が出てきた場合、当該許可申請を不許可にできるか。

A→ 農地法において、いわゆる「家庭菜園」は定義されていない。このため、どのようなケースであっても、農地法第3条第1項の申請書の記載事項を踏まえ、同条第2項各号に照らし合わせて許可の可否を判断する必要がある。

なお、同項第1号の判断にあたり、権利を取得した農地で生産された農産物を必ず販売しなければならないといった要件はない。自家消費の目的にあっても、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業に供すると認められない場合には、同項第1号に該当し、同条第1項の許可をすることはできない。

Q2 下限面積の廃止により、農地を小分けにして権利取得が行われたり、農地転用目的での権利取得が行われたりするのではないか。

A→ 農地を小分けにして売買等することについて、その権利取得が地域計画の達成に支障が生ずる恐れがあると認められる場合には、農地法第3条第2項第6号に該当し、同条第1項の許可をすることはできない。

Q3 下限面積の廃止により、小面積での権利取得が可能になったが、権利取得者等が権利取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の日数が少ない場合、農地法第3条第2項第4号の要件をどのように判断すべきか。

A→ 権利取得者が個人である場合には、権利取得者等がその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況について、申請書の記載事項から農地法第3条第2項第4号に該当するかどうかの判断を行う必要がある。この場合、当該地域における農業経営の実態からみて通常農業経営に行う者が自ら従事すると認められる農作業をもって判断する。当該農作業に要する日数が年間150日以上である場合や、年間150日未満である場合であっても、当該農作業を行う

必要がある限り権利取得者等が農作業に従事していれば、「農作業に常時従事する」と認められる。

なお、農業委員会において、農地法第3条第2項第4号の判断にあたり、必要な農作業の日数が少ないことを理由として、権利取得者に対し、申請書に、詳細な営農計画書等の参考になるべき書類の添付を求めることは可能（農地法施行規則第10条第2項第10号）。

Q 4 権利取得者が新規就農希望者やサラリーマンなどで農作業の経験がない場合、農地法第3条第2項第1号の要件をどのように判断すべきか？

A → 権利取得者が新規就農希望者や農業を副次的に営もうとする者であっても、既存の農業者と同様に、農地法第3条第2項第1号に該当するか否かを判断する必要がある。同号の判断にあたっては、権利取得者等の経営規模、作付作目等を踏まえ、機械、労働力、技術等を総合的に勘案する必要がある。技術については、例えば、権利取得者の①農業大学校や農協等の研修施設にお

ける実習経験、②農業法人、篤農家等の下での就業経験等を考慮する。

この場合、農作業の経験等を確認することを理由として、権利取得者に対し、申請書に、農作業の経験を証する書面等の参考となるべき書類の添付を求めることは可能（農地法施行規則第10号第2項第10号）。

Q 5 農業委員会は農地の権利取得希望者による農地法第3条第1項の申請について、同条第3項のいわゆる「解除条件付き貸借」に誘導することはできるか。

A → 農業委員会において、新規就農希望者による農地法第3条第1項の申請について、同条第3項の適用を受ける「解除条件付き貸借」に誘導することは可能。この場合、新規就農希望者に対し、その趣旨や要件（同条第2項及び第3項）などを丁寧に説明し、その理解を得ることが必要。

なお、権利取得者が新規就農希望者であるか否かにかかわらず、農地法第3条第1項の申請について、「解除条件付き貸借」に限ることはできない。

全国で農業委員・農地利用最適化推進委員の皆購読を推進

全国農業新聞は、農業委員会法第6条第3項業務の情報提供活動の一環として推進しています。

農業委員・農地利用最適化推進委員におかれましては、「農業委員会活動の参考書」としてご購読・ご活用いただくとともに、地域の農業者、関係者へのご紹介をいただけますようお願い申し上げます。

【週刊】月4回金曜日発行 [月700円、年8,400円(消費税込)]

※ 全国農業新聞は、農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行している農業専門紙



令和6年度県農業施策に関して要望 県農業経営者協議会とかがわ農業経営者組織ネットワークが合同で

(一社)県農業会議が事務局を担う2農業担い手組織、県農業経営者協議会（会長：六車孝雄）と、かがわ農業経営者組織ネットワーク（会長：森口憲司）は9月4日、高松市内で「令和6年度県農業施策に関する要望」を実施した。当日は、県から尾崎農政水産部長をはじめ関係次長・課長、経営者組織から会長、副会長が出席した。

この要望は、自らの組織活動や経営努力だけでは解決困難な課題を踏まえ、経営改善・発展のための提案を行い県農政に反映してもらおうと毎年行っているもので、会員の意見や要望を事前に収集し、各組織の役員会で最終決定した。両組織の要望項目は次のとおり。

香川県農業経営者協議会

1. 肥料・飼料等生産資材価格高騰への支援の継続
 - (1) 飼料価格高騰対策の継続
 - (2) 肥料価格高騰対策の継続及び申請の簡素化
 - (3) 野菜等価格差補てん金制度の見直しに関する国への要請
2. 次世代を創る若手農業者PR等県民への情報発信の強化
3. 畜産振興の県農政推進の位置づけの明確化
4. 畜産経営安定法等に基づく牛・豚・鶏の経営安定対策の強化
 - (1) 畜産経営安定法に養鶏への支援の追加
 - (2) 豚マルキン制度の運用改善
 - (3) 子牛生産者補給金制度の運用改善
 - (4) 生乳の経営安定対策の創設
5. 高病原性鳥インフルエンザ対策
6. 豚熱発生時の殺処分に係る防疫指針の見直し
7. 米麦作への栽培技術指導の強化
8. 水田活用の直接支払交付金の対象水田緩和の国への要請等
9. ため池・水路等の維持管理への理解促進
10. 環境負荷低減活動への一層の取組促進
11. 新規就農者への定着支援
12. 農産物の加工・販売に関するサプライチェーン構築等による園芸産地支援



かがわ農業経営者組織ネットワーク

1. 原油価格及び肥料等原材料費の高騰に対する農業者への支援
2. 遊休農地対策
 - (1) 遊休農地対策の情報の集約化と斡旋等の対応
 - (2) 遊休農地に隣接する農地の耕作者への支援
3. 経営継承についての指導の充実
4. 狭小な農地等の基盤整備に対する助成
5. 種子の自給率を高める施策の検討
6. 普及指導員（現地での技術指導・助言に注力できる体制整備）
7. 兼業農家・定年帰農就農者等の幅広い農業者への支援並びに香川県農業経営基盤強化促進基本方針の経営指標の見直し
8. スクミリンゴガイの駆除に対する助成と冬期の耕起作業の周知
9. AIを利用した農作業の効率化と農産物の品質向上
10. 中山間地の竹害防止
11. 水田活用の直接支払交付金の丁寧な説明の実施



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化 所有者不明土地問題の解消に向けた法律改正

所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制が見直されている。本年4月1日からは民法の改正により、①相続放棄者の管理義務の明確化、②遺産分割に関する規程の見直し、③相隣関係規定の見直し、④共有制度の見直し、⑤所有者不明土地・建物管理制度の創設がなされ、本年4月27日からは「相続により取得した土

地を手放して国庫に帰属させる制度」を創設した相続土地国庫帰属法が施行されている。

これらに続き、来年4月1日からは、相続登記の申請が義務化されることになっている。相続により不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされた。

相続登記の申請が義務化！

■施行日 令和6年4月1日

■義務化の対象者

相続や遺贈により不動産を取得した相続人と、施行日より前に不動産を相続し名義変更を行っていない人

※ 施行日前に発生している相続についても義務化の対象（3年間の猶予期間あり）

■申請義務の履行期間

相続の開始があったことを知りかつ所有権を取得したことを知った日から3年以内

※ 施行日前の相続は、施行日または不動産を相続したことを知ったときのいずれか遅い日から3年以内

■違反した場合の罰則等

正当な理由なく登記の申請を怠った場合、10万円以下の過料

◇相続人申告登記の創設 [令和6年4月1日施行]

遺産分割協議が整わない場合などに、相続人申告登記を利用すると、相続登記の義務を履行したものとみなされる

※ 簡易な報告的登記であり、遺産分割が完了した場合は登記が必要

◇氏名・住所等変更登記の義務化 [令和8年4月1日施行]

○その変更があった日から2年以内に、その変更の登記を申請しなければならない。

○正当な理由なく違反すれば5万円以下の過料

○登記官が本人の同意を得て職権での変更が可能

＝ 常設審議委員会だより ＝

9月28日に開催した常設審議委員会での協議結果は次のとおり。

9月

- 市町農業委員会からの農地法第4条、第5条関係意見聴取事案について、第5条関係9件（25,967.04㎡）を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
- （公財）県農地機構から「農業経営基盤強化促進法等の改正に伴う今後の農地貸借」について説明があった。

10月27日に開催した常設審議委員会での協議結果等は次のとおり。

10月

- 市町農業委員会からの農地法第4条、第5条関係意見聴取事案について、第4条関係1件（9,815.58㎡）、第5条関係12件（49,270.28㎡）を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
- 事務局から「地域計画への取り組み等に関する市町等との意見交換結果の概要」について、事務局から説明した。

農業会議日誌

9月15日	かがわWeb就農相談会
9月19日	県農業会議 法人・団体会員会議（高松市）
9月28日	9月（第6回）常設審議委員会（高松市）
10月14日	雇用就農資金（令和5年度第2回採択）にかかる指導者養成研修会・事業実施説明会（高松市）
10月27日	10月（第7回）常設審議委員会（高松市）
11月6・8日	市町農業委員会担当者会議（丸亀市、高松市）

今後の主な日程

11月13日～12月1日	経営管理講習会（県下15会場）
11月16・17日	2023年度中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会
11月27日	市町農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
11月28日	11月（第8回）常設審議委員会
11月30日	全国農業委員会会長代表者集会
12月12日～26日	経営発展支援相談会（県下4会場）
12月13日	農業委員会サポートシステム操作研修会
12月19日	香川県農業再生協議会第36回総会
12月22日	12月（第9回）常設審議委員会
2月28日	第25回全国農業担い手サミット

発行所：（一社）香川県農業会議
 高松市仏生山町甲263番地1
 電話：(087)813-7751
 FAX：(087)813-7752
 発行人：近藤 弥